

広報 じんけん

「ジェンダー平等推進だより」との合併号です。(広報じんけんP1～P4、ジェンダー平等推進だよりP5～P8)

編集・発行
川西市 市長公室
人権推進多文化共生課
〒666-8501 川西市中央町12-1
TEL 072-740-1150
FAX 072-740-1151

～ 出会い 気づき 発見 ～

人権擁護都市宣言・非核平和都市宣言のまち

小学生高学年の部

さしのべた
その手がだれかの
おくりもの

牧の台小学校6年

さした
左畑 杏莉 さん



令和8年度

「人権文化をすすめる県民運動」に伴う

人権川柳 コンテスト

優秀賞受賞作品の紹介

2026年度も「人権川柳コンテスト」に市内の小・中学生の皆さんをはじめ多数ご応募いただきました。

その中で、各部門の優秀賞に選ばれました4作品をご紹介します。

小学生低・中学年の部

ありがとう
心をかえる
まほうの言葉

牧の台小学校4年

松本 一翔 さん



一般の部

みんな違う
子から教わる

久代3丁目

細川 尚子 さん

多様性



中学生の部

画面越し

言えない言葉は

打たぬ文字

明峰中学校2年

寺倉 詢 さん



第17回

じんけん写真

データのみで
応募できます！

コンテスト in かわにし

人権の視点で身近な風景を写してみませんか

共通テーマ『つながり』

応募資格 市内在住、在勤、在学の人

賞

最優秀賞 副賞 (QUO カード5千円分)

優秀賞 副賞 (QUO カード3千円分)

佳作 副賞 (QUO カード1千円分)

※入賞作品は、市の啓発事業に活用します。

主催 / 川西市 (問い合わせ) 人権推進多文化共生課 TEL 740-1150

※応募方法などの詳細は人権推進多文化共生課のホームページをご覧ください。こちら→

締め切り
2026年
10月9日(金)



こちらから
応募可



パソコンからは↓
<https://logoform.jp/form/tTN6/1719531>

昨年度の入賞作品

テーマ「多文化共生」



一人ひとりの権利・人権を守る

ほんにんつう ち せい ど

本人通知制度を知っていますか？



本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの証明書の**不正取得の早期発見**や、**抑止**をはかるため、証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に、その**交付の事実を通知する制度**です。

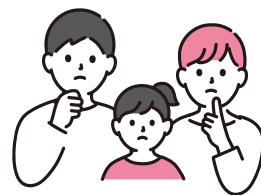
川西市での制度導入の背景

全国的に、八士業(弁護士など)の一部がその資格を利用して興信所や信用調査会社などから依頼を受け、住民票の写しや戸籍謄本などを不正に取得する事件や、委任状の偽造事件などが後を絶ちませんでした。このため、各自治体で、個人の権利の侵害防止を目的として本人通知制度の導入が始まり、川西市でも、市外の行政書士事務所が戸籍謄本などの不正取得をおこない、その中に川西市民のものも含まれていたことから2014(平成26)年2月4日に導入・施行しました。

なぜ証明書の不正取得がおこなわれるのか

興信所などが偽造した請求書で戸籍や住民票を取るのは、少し高い料金を払っても「(結婚相手などの)身元を調べてほしい」という依頼者がいるからです。

2011(平成23)年に発覚した司法書士(行政書士)による戸籍など大量不正取得事件では、33人が逮捕され、その後行われた裁判では実刑判決を含め全員に有罪判決が言い渡されました。首謀者の1人は、「明治時代から続いてきたような(同和地区)調査を求める人は多い」と述べたうえで、不正をなくすためには、「国民も意識を変えていただきたい」と語ったそうです。犯人が「国民の責任」について語る資格は全くありませんが、現実的には、このような依頼者がなくなる限り、この種の身元調査と不正取得がなくなるのも事実です。



なぜ身元調査をしてはいけないのか ～憲法第14条と第24条～

憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと、また第24条には「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」することが明記されています。

しかし、身元調査の主たる内容は、同和地区出身者かどうかや、家系、家族構成、住環境などです。人生の重要な門出となる結婚に際し、本人の資質や人柄とは関係のない、本人の努力ではどうすることもできない家族関係や出身地などを確認し、場合によってはそれらを理由に結婚を反対するのです。これらの行為がいかに人を傷つけ、人権を踏みにじるものであるのか、今一度認識を深めていく必要があります。

本人通知制度の登録方法について

広報かわにし みらいふ9月号にも本人通知制度について記載があります。ご確認ください。
登録方法のお問い合わせ先：市民課 TEL 740-1165 FAX 740-1331



『インクルーシブ(教育)』ってなに？

インクルーシブ(inclusive)とは、日本語にすると「包括的な」「すべてを包み込む」という意味になります。障がいや年齢、国籍、性別などの違いに関わらず、あらゆる人々を排除せず、誰もが平等に参加・尊重される社会(インクルーシブ社会)を目指す概念として使われます。

「インクルーシブ」の反対語は「イクスクルーシブ(exclusive)」。「排他的、排他的」という意味です。

「インクルーシブ教育」とは、誰も「排除」することなく、「障がいのある子どもない子ども共に学び、共に育つことができるよう、最初から分けずに包みこもう」という概念です。つまり、どんな障がいや病気(あるいは他の事情)をもつ子どもでも、共に学びあえるような学校を権利として保障しようとするものです。

※難病や障がいのある子どもとそうではない子どもを切り離し、別々の環境で教育する仕組みを「分離教育」といいます。

2006(平成18)年12月に国連で採択された障害者権利条約の第24条には、誰でも「生涯にわたって」「地域社会のなかで」インクルーシブ教育を受ける権利が明記されています。

※2014(平成26)年に日本は批准・発効 2013(平成25)年には国会で「障害者差別解消法」成立

※しかし残念ながら2022(令和4)年、日本は国連障害者権利委員会から「障がいのある子どもとない子どもを分ける分離教育を終わらせ、インクルーシブ教育システムを構築する」よう勧告を受けました。地域の通常学級での受け入れ拒否の禁止や、教員の研修強化などを求められています。

※ダイバーシティとのちがいは：ダイバーシティが「違いを認めること」に重点を置くのに対し、インクルーシブは「その違いを受け入れ、共に活かす環境づくり」に焦点を当てています。そのため、企業や教育機関でも「ダイバーシティ&インクルージョン」の取り組みが目立っています。



『人権啓発サポーター』について

人権啓発サポーター(制度)とは、川西市の人権教育・啓発の推進を図るため、市に設置されたもので、人権教育・啓発の推進に熱意のある市民によって主に人権問題に関する講座の企画・運営やサポーター自らの学習をおこなうものです。

あなたもサポーターになって、人権講座の企画や学習をしてみませんか！

興味のある方、詳細を知りたい方は、まずは人権推進多文化共生課までお問い合わせください。(電話orメール)



2026(令和8)年6月企画の市民講座チラシ



講師の一木玲子さん



人権擁護委員による特設人権相談

予約優先

問い合わせ先

人権推進多文化共生課

毎月第3金曜日の「川西市人権デー」に人権擁護委員による特設人権相談所を開設し、相談を受け付けています。

●毎月第3金曜日(祝日除く) 午後1時から4時 ●日常生活での不当な差別や人権侵害の相談をお受けします。

2026(令和8)年「折り鶴平和大使」派遣事業の概要

2026(令和8)年8月5日～6日、市民公募で選ばれた、多田中学校2年生の松原里乃歩さんと牧の台小学校6年生の土居千陽さんが広島市の平和記念式典にて市民代表として参列するとともに、折り鶴を奉納してきました。

※折り鶴平和大使の詳細は12月号で報告します。



市民から寄せられた多くの折り鶴
(1万4千羽)



平和記念公園
(原爆の子の像前)
での2人

川西市人権擁護委員が表彰されました。

人権擁護と人権思想の普及・高揚に貢献され、全国人権擁護委員連合会長等より表彰されました。

前田 玲子さん
ばんどう ともこ
坂東 智子さん



2026(令和8)年

9/5(土)

13:30~16:00

(13:00開場)

こどもの権利を考える シンポジウムを開催します

こどもに
権利を認めると
わかまに
ならない?

権利がある
ってことは、
義務もあるの?

こどもの声を
大切にすると
どういうこと?

参加費無料

13:30 基調講演「おとなが学ぶこどもの権利」 栗木 剛さん(mottoひょうご事務局長)

14:20 パネルディスカッション「こどもの声を大切にしたい関わりとは」

パネリスト

きたかた まさこ
北方 雅子さん(留守家庭児童育成クラブ主任支援員)

きもと まさふみ
木本 雅文さん(地域クラブ代表、川西市ラグビー協会会長)

みか
山本 美賀さん(川西市主任児童委員、子ども・若者未来会議委員)

わたなべ とおる
渡邊 徹さん(弁護士、川西市子どもの人権オンブズパーソン)

ファシリテーター 栗木 剛さん

申し込みフォーム

会場 アステホール(アステ川西6階) 〒666-0033 兵庫県川西市栄町25-1

定員 200名 9月4日(金)までに申し込みフォームまたは電話で申し込み(先着順)

*空きがあれば当日参加可能です



あなたも、「こどもの権利」を知れば、こどもともっと良い関わり方ができるはず!

一緒に楽しく学びませんか?

こどもの権利とは何なの?

「子どもの権利条約」は、こどもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、こどもも「ひとりの人間として人権(権利)をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。大きくわけて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つのこどもの権利を守るように定められています。こどもの権利を守り、こどもを育てるのは、おとな・国の責任です。(参考:ユニセフホームページ)

「子どもの権利条約」の4つの原則

原則 1 差別の禁止

差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由があっても差別されず、「子どもの権利条約」に定めるすべての権利が保障されます。



原則 2 こどもの最善の利益

こどもにとって最もよいこと

こどもに関わることを決めたり、おこなったりする時には、「こどもが一番大切にしていること」「こどもにとって最もよいことはなにか」を第一に、こどもと一緒に考えます。



原則 3 生命・生存及び発達に対する権利

命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた大切な力を十分にその子のペースで育めるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



原則 4 こどもの意見の尊重

意見を表明し参加できること

こどもは自分に関わるあらゆることについて、自由に意見を表すことができ、おとなはこどもの意見を真剣に受け止め、考慮する責任があります。

